

論 文

神谷信用組合と産業組合
—高橋九郎の挑戦とウェブ夫妻の
長岡調査、日本の農協の源流—

佐藤公俊¹

¹ 一般教育科—社会科 (Liberal Arts-Social Sciences, Nagaoka National College of Technology)

THE KAMIYA CREDIT CO-OPERATIVE ASSOCIATION AND
THE INDUSTRIAL CO-OPERATIVE ASSOCIATION
—THE CHALLENGE OF TAKAHASHI KUROH, THE ORIGIN OF
JAPANESE AGRICULTURAL CO-OPERATIVES AND
SIDNEY AND BEATRICE WEBB'S SURVEY IN NAGAOKA —

Kimitoshi SATOH¹

Abstract

In the first half of this paper I try to find the facts of Sidney and Beatrice Webb's surveys in Nagaoka at 1911 about Mr Kuroh Takahashi's estate and the Kamiya Credit Co-operative Association. And next in the second half I examine the historical development of the Kamiya Credit Co-operative Association which was succeeded by the Raikouji Agricultural Co-operative Association after the second world war. Finally I make clear the matters of the development of the Industrial Co-operative Associations in Niigata Prefecture, and the significance and the aim of the Sangyou Kumiai Hou.

Through the research of these points I am going to confirm the introduction and the change of the principles of the co-operative association which was founded at 1844 by the Rochdale Pioneers.

Key Words: *Takahashi Kuroh, Sidney Webb, Beatrice Webb, the Kamiya Credit Co-operative Association, the Sangyou Kumiai Hou, the Rochdale Pioneers Co-operative,*

1. はじめに

シドニー (1859-1947) とビアトリス (1858-1943) のウェブ夫妻は19世紀末から1930年代にかけて活躍し、フェビアン協会を指導して、労働党の創設に大きく貢献したイギリスの社会改革家で、現在のロンドン大学政治経済学院 (London School of

Economics and Political Science) を創設した社会調査・研究者でもあった。夫妻は、1911年 (明治44年) の世界調査旅行の途次、8月から10月にかけて日本に滞在して社会政策の調査のため、東京をはじめ各地で社会調査を行い、新潟市や長岡地域でも調査を行った。長岡では、石油会社 (おそらく宝田石油) を訪問調査したあと、地主制度の調査のため夫

妻は温情的で開明的な地主経営を行っていた高橋家を訪れた。そこで夫妻は高橋九郎氏（1850-1922）と出会い、当時高橋氏が設立し心血を注いで運営してきた神谷信用組合と新潟県の産業組合の発展について話を聞き、それを高く評価したのであった。

本稿はまずこうしたウェッブ夫妻の報告や、夫妻と九郎氏との交流から検討をはじめ。長岡地域での高橋氏の活動に対するウェッブ夫妻が聞き取った内容、九郎氏の地主経営の説明と夫妻の評価、及び、夫妻と氏との交流関係に注目する。次に、夫妻が調査で最終的に注目することとなった神谷（かみや）信用組合について、九郎氏の神谷信用組合の説明に対する夫妻の評価、氏の地域社会への理念や尽力と貢献、及び氏を中心としたその設立の準備や設立された組織の性格について検討する。更に、九郎氏が指導した神谷信用組合の成長と、氏が多大に尽力して発展に貢献した新潟県における産業組合組織を検討する。最後に、氏の目指した事業が神谷信用組合として貸付組合形態をとった法的根拠としての、1900年（明治33年）に成立した産業組合法の制定過程と背景を検討する。その際、農村での信用組合が現代の農協の源流となった歴史的経緯と、イギリス発祥の協同組合の原理や理念がどう変質して日本で継承されてきたのかを把握する。その狙いは、産業組合の協同組合的側面を考察して、日本における協同組合思想の導入とその後の変容、及び協同組合の発展の一端を把握することにある。

まずウェッブ夫妻の長岡調査と高橋九郎氏との交流から見てゆくが、ここで特に、筆者の高橋家での聞き取り調査と資料調査を快諾しご協力くださった高橋九郎氏の孫の高橋健吉氏ご夫妻に感謝したい。健吉氏は、神谷信用組合の後身の越路農業協同組合85年史『温故知新』の後書きで、次のように九郎氏とウェッブ夫妻との交流を書いている。

「一つのエピソードとして、祖父九郎と明治四十年代に来日したイギリスの有名な社会学者シドニー・ウェッブ氏との交流がある。二人は意気投合し、祖父母は自宅へまで招いているが、ウェッブ氏はイギリスのフェビアン協会の創設者の一人であり、この協会が現在の労働党の基であるから、進歩的な社会思想家である。このウェッブ氏と共感した祖父九郎も、近代的な巾広い思想を持っていた事がよく判る。将に、現在の農協の基本的精神と一致するものがあるのではなかろうか。」¹⁾

本稿では、「ウェッブ氏と共感した祖父九郎」の

「近代的な巾広い思想」と「現在の農協の基本的精神」との関係も把握してゆきたい。なお、このようなウェッブ夫妻の調査と、高橋九郎氏との交流や、九郎氏の神谷信用組合への理念や活動に関して検討している本稿の前半部分は、次の報告と論文とを基礎に作成したことをお断りしておく。それらは、平成22年度高専教育教員研究集会における、ウェッブ夫妻の長岡地域調査と高橋九郎氏の事業についての現地調査や資料による地域研究を教材とした教科研究の報告：「ウェッブ夫妻の長岡調査と高橋九郎の神谷信用組合—日本のロッヂデールパイオニアーズ、農協の源流—」、および、それに加筆修正して平成22年度『高専教育』に応募した論文：「高橋九郎と神谷信用組合：日本のロッヂデール協同組合—ウェッブ夫妻の長岡調査と農協の源流—」の2本である。

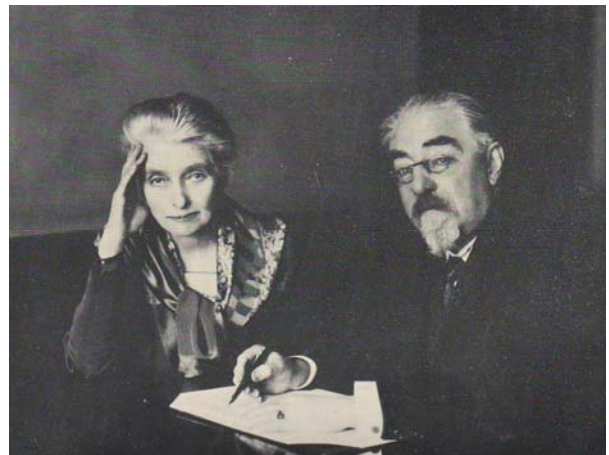


写真-1 ウェッブ夫妻²⁾

2. ウェッブ夫妻の長岡地域調査

ウェッブ夫妻の長岡周辺での調査動向を見よう。『新潟東北日報』9月13日の記事によると、夫妻は「社会政策の視察のため」に来県し、9月「一日新津駅を経て来迎寺村高橋九郎氏を訪問し、同夜は同家に一泊し、一二日長野県を経て名古屋に向かう」ということであった。³⁾

高橋九郎氏は、越路の神谷地区の大地主高橋家の当主で、気象観測の結果を農業に取り入れたり、新しい作物栽培を研究して普及させるなど開明的な篤農家で、また親愛的な地主で篤志家でもあった。氏は、明治初期の帝国議会の衆議院議員にも選ばれ、当時の産業組合法成立に奔走し、地元では先進的な神谷信用組合の創設者となり、新潟県内の産業組合組織の発展に尽力した。

健吉氏は次のように九郎氏の「神谷信用組合」設立の努力を書いている。

「折しも、祖父九郎の国会在任中の明治三十三年『産業組合法』が成立する。農村出身の議員として之に関与し、その成立に力を注いだ。

この前後、各地に産業組合的なものが幾つか成立するが、農民より零細な資金を低利で集め、高利で運用する営利会社の性質が強く、理想には程遠く、数年で破綻するなどの問題も多くあったので、祖父九郎はこれらの点をよく考慮し、地元有志と相談の上研究を重ね、設立に踏みきったのが明治三十五年のことであった。爾(じ)来 一年有半の準備期間を経て『神谷信用組合』が設立されたのである。この『神谷』という名称は昔荘園制度の頃、この地域が『紙屋荘』といわれていたので、その字を変えて『神谷』としたものである。」¹⁾



写真-2 高橋九郎氏像⁴⁾

高橋九郎氏は、ウェップ夫妻を迎えるに当たり、当時の高橋家の巴ヶ岡別邸、いまの越路町の紅葉園の高九別荘において高橋家の温情的かつ親愛的な地主経営の詳細、及び神谷信用組合について説明し、夫妻を歓待して酒食や宿泊でもてなした。夕食後の団欒で主人と来客は、それぞれ母国語で格言を書いて相手に贈りあった。ピアトリスは高橋氏の印象を夫妻のアジア日記で以下のように書いている。

「高橋[Koi]氏は…、彼の350人の小作人との全ての関係についての緻密な説明を準備していた。また、彼は私たちに、自分が今、ほとんどもっぱら、身を捧げているのが農業の協同、というよりむしろ、シドニーがあとで説明する農業友愛組[agricultural

Friendly Society]であると話した。」⁵⁾

高橋氏が献身的に取り組んだ神谷信用組合は貸付を行う信用組合として設立されたが、夫妻が聞いた1911年の時点で、販売や購買の「農業の協同」組合や「農業友愛組合」事業も行っていただ。明治39年(1906年)には産業組合法の改正が行われて各種組合の兼営が許可されたということも背景にある。高橋氏の小作人に対する親愛的姿勢からすると、神谷信用組合には初めから、理念として「農業友愛組合」や慈善組合の面があり、その事業も行っていただ。と云ってよいであろう。

3. ウェップ夫妻と高橋九郎氏の交流

次に、ウェップ夫妻と高橋氏の交流に触れておこう。夫妻は、高橋家別邸宿泊の際、歓談の座興で日本人々に贈る言葉を、英語で高橋家の宿泊記念帖である「輔仁帖」に書き残した。ピアトリスはこの光景を次のように書いている。

「食卓で椅子に座ってのヨーロッパ風の食事のあと、我々はみな床に座って、私たちの訪問の記念に英語と日本語で格言と詩を書いた。」⁵⁾

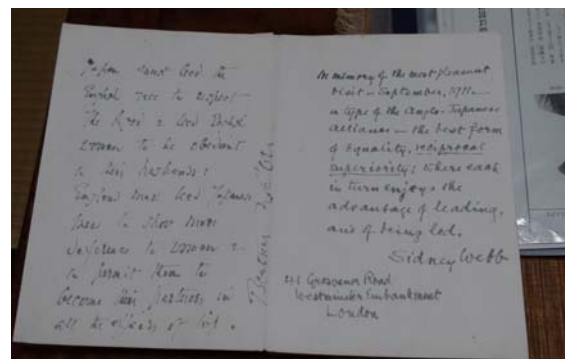


写真-3 ウェップ夫妻の輔仁帖への寄書き

このときのウェップ夫妻の寄書きの写真を上に示す。この写真の右ページのシドニーの英文と、左ページのピアトリスの英文とその意味を以下に拙訳する。まずシドニーの英文から示す。

The memory of the most pleasant visit - September, 1911 - a type of the Anglo-Japanese, alliance - the best form of Equality, reciprocal superiority; where each in turn enjoys the advantage of leading, and of being led.

Sidney Webb
41 Grosvenor Road
Westminster Embankment
London

シドニー：もっとも愉快的訪問の思い出に——
1911年9月——英日同盟の一典型——平等、相互の
至高性の最良の形；そこではそれぞれの人々が、相
互に導くことの利益と、導かれることの利益とを、
順に享受している。

写真左ページのビアトリスの英文と意味は以下の
通り。

Japan must lead the English race to respect The
Aged or lead English women to be obedient to their
husband: England must lead Japanese men to show
more deference to women or to permit them to become
their partners in all the offices of him.

Beatrice Webb

ビアトリス：日本は、英国人種を、老いたる人を
尊敬するよう導かなければならないか、あるいは、
英国婦人を、彼女たちの夫に従うよう導かなければ
ならない：英国は日本人男性が女性に対してもっと
敬意を払うようにか、あるいは、女性たちが人生の
全ての場面において彼ら男性のパートナーになるこ
とを許すよう、彼らを導かなければならない。

ここには、日本人男性に対するビアトリスのパート
ナーシップを重視し、女性の立場を強調するイギリ
スのアッパーミドルクラスのフェミニズムを見てと
れる。当時こうした考え方はイギリス中産階級社会
ではかなり普及していた。

高橋九郎氏はその時こう書いて応じたのである。

「ウ博士が同盟国民の我々に何か記念にもと望ま
れ座興に書いて贈れる歌

かたりあえは いとあたたかき人ころ
ともにちかいし かひやあるらん」¹⁾

これらの寄せ書きから、夫妻と高橋氏の「あたた
かき人ころ」の「かたりあ」いで、氏の「ともに
ちかいし」親愛と友愛精神が、夫妻から高く評価さ
れ、氏は説明の「かひ」を深く感じたことが分かる。
時間的には前後するが、次に高橋九郎氏の地主経

営の説明とウェッブ夫妻の評価を見よう。ウェッブ
夫妻は、「シドニーウェッブ博士が来日、農村視察
の一環として高橋家を訪問」した際、高橋九郎氏の
温情的地主経営と神谷信用組合の成立と理念の聞き
取り調査をした。この時高橋氏が説明した地主経営
の内容について、『越路町史』は以下のように書く。

「新潟県の地主小作関係について説明を求められた
高橋は、次のように述べている

一 地主小作の関係には、地主と小作が直接接する
ことなく、仲小作という支配人をおく『都市的又ハ
華族的組織』と、土地の貸し付けと小作料の納入を、
地主と小作人が直接に取り交わす『農村的組織』の
二種類があり、『普通ノ取扱ヒ方』である後者が新
潟県の大部分である。

一 その『農村的組織』にも、『親愛的貸地』と
『契約的貸地』の二種類があり、高橋家では『親愛
的』に小作人と接してきたので、二百年來、小作人
に移動がない。…このように、小作人に対して『家
族的親愛』＝協調をもって接するという高橋は、
『近來世運ノ發達ト共ニ追々人情浮薄ニ流レ…計算
…理屈のニ小作ニ接スル者』が現れてきたことは
『深く戒ムベキコト』だとも述べている。」⁶⁾

「計算」や「理屈」を「深く戒」んで、「小作人
に対して『家族的親愛』＝協調をもって接する」とし
た、高橋九郎氏の温情的地主経営についての評価は、
ウェッブ夫妻が「この地主ありてこの小作あり」と
褒めたもので、氏がかたりあいの「かひやあるら
ん」と大きな充実感を抱いたことは当然であろう。
ただ、この地主経営よりも、氏の親愛観からの助け
合いと友愛の「ちかい」により実現した、神谷信用
組合に対する夫妻の評価の方が高かったのである。

4. 高橋九郎氏の設立理念と神谷信用組合

次に、高橋九郎氏の理念と、氏が意図した貸付事
業が信用組合形態を取るに至った事情を見よう。来
迎寺農業協同組合は、神谷信用組合から始まり、神
谷信用販売購買利用組合、来迎寺村農業会、来迎寺
農業協同組合と変遷してきたものである。来迎寺農
業協同組合はその後越路農業協同組合となり、現在
JAさんとうの本部となっている。来迎寺農業協同
組合の85年史をまとめた『温故知新』では、高橋九
郎氏の神谷信用組合設立の決断と「恒心」の理念を
次のように書く。

「このままでは村があぶない。いまこそわざわざ転じて福への恒久的対策がなくてはならない。『助け合って恒心と恒産を養う信用組合事業こそ、これに処する只一つの道なり』組合の創始者 高橋九郎の決断はそこにあった。『まず恒心を持つこと。それが何時しか恒産をつくる』『たとえ大資本家といえども、恒心を失なうときは、その産を失なう』氏のこの言葉は、氏が組合長就任の間、時にふれ、折りにふれて組合員に説かれたという。

この氏の考えに同調し、信用組合の創立に奔走されたのは、同じ神谷に住む水島惟孟氏をはじめ村内から集まった数名の同志達であった。

氏を中心に同志各位はまず村民の生活観、経済生活の実態等をくわしく調査研究され、それをもとに、真剣な討議、研究を重ね、同志結合、組合員十三人をもって、有限責任神谷信用組合は発足した。時に明治三十七年三月二十五日、その名も組合区域は村内としながらも、当時、この地方が越後国神谷荘南之郷と呼ばれたことから『神谷』をとり、神谷信用組合と命名された。」¹⁾

高橋氏は、明治30年代初頭、水害から立ち直りつつある村民が、奢侈や浪費に流れずに「助け合って恒心と恒産」を形成できるように、友愛による恒心と恒産形成のための金融制度を調査し、産業組合法成立後はその規定中の信用組合の採用を決めた。その間の事情は武藤喜一氏によると次のようである。

「翁は之を黙視看過するに忍びず、水島惟孟氏等数名と深く研究調査する所あり。当初は五萬圓位の資金を募集して庶民銀行の如き一種特殊の金融機関を設立せんかとの議ありしも、当局の同意を得ること能はず、更に無尽講風の如きものを企図せしもこれまた要領を得ること難し。會ま同志中當時故品川子爵及今の平田伯爵等唱導せられたる産業組合が奢侈放逸の弊風を矯正し、信用道德の尊重すべきを知らしめ共同一致の観念を啓發し、勤勉貯蓄の良習を涵養するの趣旨にして翁等が多年苦心せるの目的と契合し、殊に其事業中信用組合の最も地方時難を救済するに適當なるを認めたるのみならず、明治三十三年三月を以て、産業組合法も愈々發布せらるるに至りたるを以て之によるより他無きを知り、即ち居村一圓を以てせる本組合を設立し、…翁や推されて之が組合長となる。」⁴⁾

このように高橋氏は、「助け合って恒心と恒産を

養う」ため「庶民銀行」や「無尽講」の設立を申請したが、氏の当初意図したこれらの貸付事業形態は、当時の産業振興を図る県「当局の同意を得ること能はず」認可されなかった。やむなく氏は貸付事業を、明治33年成立の産業組合法の中の信用組合によって行うことを決意した。それは、平田氏らの提唱する「産業組合が奢侈放逸の弊風を矯正し、信用道德の尊重すべきを知らしめ共同一致の観念を啓發し、勤勉貯蓄の良習を涵養する」として、「翁等が多年苦心せるの目的と契合」したからであった。高橋氏は、産業組合法の規定する「其事業中信用組合」が「最も地方時難を救済するに適當なるを認め」て、信用組合の形態を選択した。こうして、氏は、友愛と親愛の理念から災難からの復旧事業推進と「恒心」による「恒産」の形成のため、「わざわざ転じて福への恒久的対策」として神谷信用組合を設立し、氏が「推されて之が組合長となる」のであった。



写真-4 神谷信用組合の建物（1927年竣工）

その後の神谷信用組合の組合員数、出資口数、出資額の推移を図-1に示す。これからは高橋氏が組合長として指導した神谷信用組合が拡大して全村単位の組合へ成長していったことがわかる¹⁾。神谷信

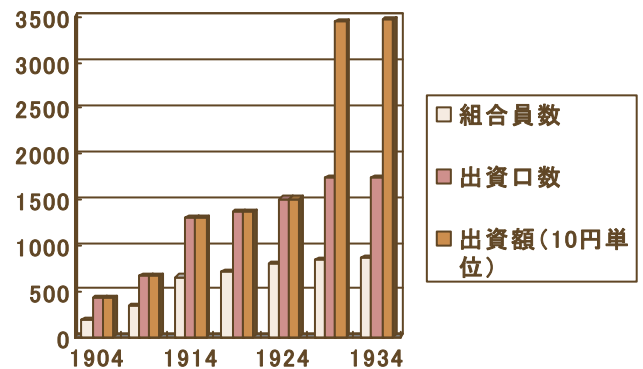


図-1 神谷信用組合の成長（1904年から5年毎）

用組合は第10年度の1913年で、組合員数655人、出資金額は13,020円（1,302口×10円）であったので、ウェッブ夫妻が調査に来た前後の時期、後で見る新潟県の平均の数字を大きく上回る成長をとげていた。

また、産業組合法成立による神谷信用組合の設立とその後の高橋氏は「初代組合長高橋九郎氏（は）…本組合を設立、運営に当たられ、更に県信連創設に尽力され、後に全国産業組合中央会顧問としてもその敏腕をふるわれている」¹⁾ というように、県レベル全国レベルで産業組合のため活躍したのである。

5. 神谷信用組合の性格と組織の流れ

神谷信用組合は、創設した高橋氏の考えから、設立当初から信用組合での貸付だけでなく友愛組合の性格を有していたようであり、産業組合法改正で販売購買利用事業の兼営が可能となってもしばらくはそうであった。しかし、次第に政策や指示によって事業形態は変化していった。その環境と歴史の変遷を見よう。神谷信用組合についてシドニーは以下のように把握していた。

「高橋氏の地所では、この種の友愛組合、ないし、別の同種の地方組合の支部があった。加えて、これは、小農耕作者である組合員が種子、及び他の必需品を卸売原価で購入する協同組合の始まりであると思えた。こうした友愛組合、貸付組合、協同組合、及び、慈善組合の組み合わせは、この間の日本の特徴であったと思われる…」⁵⁾

シドニーは、「この種の友愛組合、ないし、別の同種の地方組合の支部」を「種子、及び他の必需品を卸売原価で購入する協同組合の始まり」と消費組合の原型として評価している。当時慈善事業も行っていた神谷信用組合と他の組合をまとめると、「友愛組合、貸付組合、協同組合、及び、慈善組合の組み合わせ」であって、そのような組合が「この間の日本の特徴」であるとされたのである。

神谷信用組合は、ウェッブ夫妻の調査に先立つ時期に、当時の日本の信用組合運動での優秀組合として表彰され、後の模範組合として表彰ではその賞金を基金として慈善事業などを行ったように、日本における先進的で慈善的な模範組合であった。『温故知新』は次のように書く。

「産業組合運営のモデルに

本組合は明治四十二年、設立五年目にして、早くも大日本産業組合中央会より成績優秀の表彰を受け、更に大正二年、長野県で開かれた全国産業組合大会において、特別表彰の榮譽に浴し、恩賜財団特別奨励金二五〇円を与えられた。その御下賜金を更に組合活動に活かそうと、特別会計を組み、この基金とその利子からなる恩賜記念基金を創設、毎年総会の決議を経て、善行者表彰、罹災者救済、その他の公共事業に関する費用などにあてたと、当時の記念誌はおしえる。」¹⁾

このように神谷信用組合では、「恩賜記念基金を創設、毎年総会の決議を経て、善行者表彰、罹災者救済、その他の公共事業に関する費用などにあてた」という設立後の友愛・慈善組合の方向性が、九郎氏の親愛の理念から見て設立当初からあったと思われる、また別の友愛・協同・慈善組合との「組み合わせ」もあったとされた。その後の何回かの産業組合法の改正と、後の当局の種々の指示に従い神谷信用組合は信用・購買・販売・利用事業を兼営し、戦時体制や戦後民主主体制への政府の体制的政策方針の大きな変更に従って、組織形態を変えながら現代の農協に流れ込んでいったのである。

神谷信用組合が消費協同組合として対比される、ロッチデール先駆者協同組合（Rochdale Pioneers Co-operative）またはロッチデール公正先駆者組合（The Rochdale Society of Equitable Pioneers）は、世界の協同組合運動のモデルとなった、先駆的で長く継続した消費協同組合で、合併を通じて現代に存続しているものである。その最初の店舗は1844年12月21日にイングランドのランカシャー州のマンチェスター市に近いロッチデール市のトードレーン街で開設された。創立の直接的な背景としては減給、日々の食料や衣類等の生活必需品の品質の悪化や取引における公正さの欠如等、労働者たちの生活状況や取引条件の悪化があったといわれている。¹⁵⁾

ロッチデール先駆者協同組合が基礎とするロッチデール原則は1844年に発表され、後に若干修正されたが、世界の協同組合を運営する原則とされてきた。創設時の八つの原則は以下のとおりである。⁷⁾

1. 民主主義：一組合員一票の原則
2. 開かれた組合員制
3. 出資に対する固定され、制限された利子
4. 購買利用高にしたがって配当割戻金として剰余を分配すること
5. 現金取引

6. 純良で混ぜ物をしていない商品のみを販売
7. 教育
8. 政治的及び宗教的中立

こうして神谷信用組合は、活発で優れた組織として他の組合をリードして、購買と販売の組合事業や友愛・慈善事業を展開した。それは現代の農協の原流であり、また「協同組合の始まり」であって、日本における消費協同組合としては、イギリスの持続的な消費協同組合運動の嚆矢であるロッチデールパイオニアーズに匹敵し、日本の生協の原型の一つであるといえる。ただし、組合原則については神谷信用組合は流通の公正や助け合いの点ではロッチデールを満たすが、自立性と非政府性の面については、後で見るように、設立された産業組合の多くが政府の農村強化策や体制維持策に従った系統組織によって「民間から出発して官製団体に組み込まれて」⁹⁾ いったのであり、基本的にはNGO（非政府団体）ではなかったのである。非営利性の点でも同じく変容の問題がある。以下、イギリスやドイツの協同組合原則が日本の官民にどのように把握されて導入され、どのように変容してきたかを、新潟県における産業組合の発展と、日本における産業組合法の制定過程とその背景を検討することで把握してゆこう。

6. 新潟県における産業組合の発展

新潟県内の産業組合成立以前の社会的救済の動きと理念、及び産業組合法成立以後の産業組合の系統化の動きとの関係を見よう。社会的救済の動きは、武藤喜一編『新潟懸産業組合史』によると、明治20年前後の新潟県における「地方の有力者」が町村の「離散頽廢」の「救済の方法として或は二宮主義の報徳社を組織し、或は五人組制度を利用せる申合規約等を作製して民心の維持及び経済の増進を期せむ」としていた。そのとき、彼らにとって「品川子爵及平田男爵等が組合制度の唱導は實に春眠の一大曉鐘」であった。新潟県内では平田氏の影響で次のように組合が自立的に成長していて、産業組合法発布に対応する基盤ができつつあった。

「南蒲原郡三條町渡邊寅蔵氏始め中越地方識者の當時男爵（平田：引用者）の名著たる、信用組合論の研究に依りて之が組織に蓋瘁せるが如き既に各地に申合組合の設立を見るもの一二にして足ざりし也。斯くて産業組合法発布の翌年に於いては有限責任三

條成産信用組合、無限責任吉川信用組合等を始めとして法規に準じ若くは新設せるもの続々輩出して同三十八年に至ては其数既に五十四の多きに及びたり」⁸⁾

このように「新潟県においても『産業組合法』発布以前に」品川や平田の関係で産業組合が組織されており、「『産業組合法』は…ドイツの農業協同組合を模して農村の中小生産者を国家の社会的基盤として保護するために」⁹⁾ 制定されたのであるが、新潟県内ではそれに応じた組合形成の動きがあった。

『温故知新』では新潟県の産業組合の発展を以下のように書いている。

「当時新潟県の産業組合の設立状況はどうだったのだろう。表にみられるように、産業組合法設立の翌年から信用組合は四組合が発足、本組合が一回目の全国表彰を受けた明治四十二年には八十八組合、二回目の表彰となった大正二年には、それでも数のうえでは一六〇組合までに増えている。」¹⁾

本間恂一氏は新潟県の産業組合の増加と県内の系統組織の整備について以下のように書いている。

「新潟県の産業組合運動

新潟県における産業組合（は）…三十七年五〇組合・三十八年六〇組合と増加し、大正三年には四一四組合と躍進した〔武藤 一九二五〕〔新潟県内務部 一九一七〕。三十八年三月に大日本産業組合中央会が設立されるに及び、新潟県でも翌三十九年七月には大日本産業組合中央会新潟支会が誕生し、県内の産業組合指導・奨励にあたった。四十二年四月の産業組合法改正により産業組合中央会が法人として認可され、翌四十三年一月には新潟支会も中央会の承認を得て法認された。また、大正三年には産業組合中央会新潟支会の下に県内郡市に部会を設置することとなり、翌四年二月の北蒲原郡部会を皮切りに郡市部会が相次いで設立された。さらには、大正十年四月に新潟県販売購買組合連合会、同年九月に新潟県信用組合連合会が設立されて、県下産業組合の業務を指導・統括する連合体組織として業務を開始した。」¹⁰⁾

このように、産業組合の全国系統組織は明治「三十八年三月に大日本産業組合中央会が設立され」、新潟県でも翌三十九年七月には大日本産業組合中央会新潟支会が誕生した。その後「新潟県販売購

買組合連合会…新潟県信用組合連合会」など種別組合の県内系統組織も整備され、それらの影響で新潟県の産業組合は順調な発展を見せた。

その後の産業組合と系統組織の新潟県内での発展について、新潟県史では武藤喜一『新潟県産業組合史』に倣って三期に区分し、初期の組合数の少なさを指摘している。

「第一期は明治三十三年から大正三年までの勃興期、第二期は大正四年から九年までの整理時代、第三期は大正十年以降の拡張時代である。」⁹⁾

こうした第一期においては「産業組合は、日露戦後の明治三十八年でも全県で六〇組合程度のものでしかなかった。」⁹⁾その直後の産業組合中央会新潟支会の創設から産業組合の順調な発展が見られたのである。県史は次のように書いている。

「ようやく発展の緒につくのは、同年（明治 38 年）三月の大日本産業組合中央会の設立を契機としてである。新潟県でも中央会創立大会に三島郡来迎寺村（越路町）の一一〇町地主で、神谷信用組合長である高橋九郎を県代表として送り込んだ。中央会の設立を契機に県地主会・県農会の援助のもとに、明治三十八年八月新潟県産業組合協議会が結成され、翌三十九年七月産業組合中央会新潟支会が創設された。…新潟支会の目的は、産業組合の趣旨を普及し、その設立と組合員加入の奨励を図るものであった。明治四十三年産業組合中央会が法人として認可されるや、新潟県支会は全国で七番めの改組を行った。」⁹⁾

「創立当時の新潟支会の役員は、会長に先の高橋九郎、副会長に中頸城郡美守村（三和村）の一一〇町地主で至誠信用組合長でもある富永孝太郎が就任した。顧問に新潟県知事・県農会副会長・県地主協会副会頭が選ばれている（武藤喜一『新潟県産業組合史』）。このように、県産業組合の初期の指導者は地主であり、官僚と地主勢力の支持のもとにあったが、どちらかといえば、新潟県を代表する千町歩クラスではなく、百町歩クラスの地主が中心的な担い手であった」⁹⁾

1906 年当時の県当局の産業組合促進の意図を示したのものとして、当時の阿部県知事が新潟県地主会総会で行った次のような演説がある。それは日露戦争後の「地方自治振興は組合効果の發揮に依る他無きこと」という認識から「産業組合の必要を痛切に

感じたと共に、懸下の有力者たる地主を決起せしめて援助の労を取らしめ」るためなのであった⁸⁾。

「産業経営の法則は、最小の労費を以て最多の効果を収むるに在り。…共同的経営の如きは正に是れ其有力なる一手段たるべし。産業組合法は實に如上の精神を以て生まれたり…従て産業組合の有益なること亦多言を要せず。然るに本懸未だ其發達を見ること能はざるは、一に當事者其人を得るの難きに職由せずむばあらず。故に社会の上流に立ち徳望を有する諸君に對し、此際之が首唱となり又之が指導者たらむことを求むるは頗る適切な措置たるを認むるなり。」⁸⁾

このように、県当局の産業組合振興の意図は、産業組合を産業経営の「一手段」の「共同的経営」と捉えて、産業組合の共同的経営の指導者として地主を動員して産業組合の経営に当たらせ、また、「中央会の設立を契機に県地主会・県農会の援助」を得て、それらによる「組合効果の發揮」から日露戦争後の「地方自治振興」を図ることにあったといえよう。まさに「県産業組合の初期の指導者は地主であり、官僚と地主勢力の支持のもとにあった」のである。

産業組合と産業組合中央会新潟支会の系統体制は、新潟県→中央会新潟支会→産業組合という関係で、新潟県の農政で農会が「県農事改良政策の町村末端への伝達ベルトの役割を果たした」⁹⁾のと同様に、県の政策の「町村末端への伝達ベルトの役割を果たした」。新潟県当局は農会と産業組合をワンセットにして「伝達ベルト」の一端としたといえよう。またこの構造は個別産業組合←産業組合中央会県支会←産業組合中央会←中央政府という中央政府の「政策の町村末端への伝達ベルト」の存在も予想させる。後に中央政府が第2次大戦中統制経済の「伝達ベルト」とした農業会はまさに農会と産業組合を統合したものであった。産業組合の中央・地方の系統体制は、中央・地方の政府の政策実施および行政を補完する制度として形成されてきたといえよう。かくしてこのような方向性で、産業組合中央会新潟支会の創設を契機に新潟県内の産業組合の順調な発展が見られたのである。

新潟県内の産業組合数、組合員数平均と払込済出資額平均の推移は、以下のようである。⁸⁾この図から県支会の創設の1906年から産業組合数の順調な増加が見られる。しかし、ウェッブ夫妻が訪れた1911年前後の新潟県内の産業組合の状況としては、組合数こそ1913年で400組合に達したが、一組合当りの

組合員数が1907年から1913年で100人前後であり、平均払い込み額が1904年から1913年で2000円前後であって、神谷信用組合の成長に比べて平均的な組合の動向がやや低調であったことがわかる。

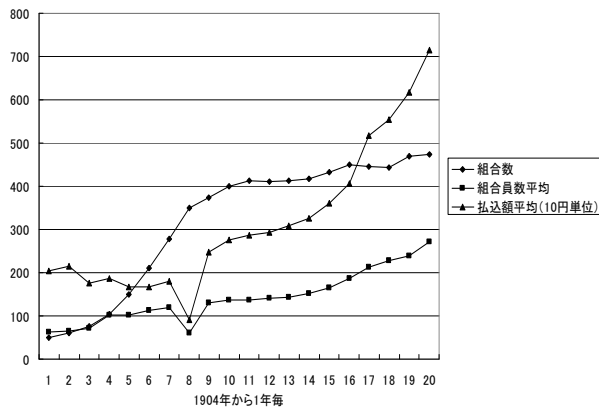


図-2 新潟県の産業組合の発展 (1904-1923)

7. 日本の産業組合の勃興期

全国の産業組合組織の発展について見よう。『温故知新』は1900年代の組織拡充の不十分さを書く。

「草創期の明治末期から大正にかけて、全国的に組合の組織拡充の歩みは、数のうえでも内容のうえでも決して十分なものではなかった。産業組合法制定七年を過ぎた明治四十年、全国の組合総数はわずか三、三〇〇組合、組合員数三十三万人、運転資金の総額も二、〇〇〇万円と記録されている。しかもその分布は東京に近い府県に密集、東京から遠い北海道、東北、南九州地方の設置は少なかった。」¹⁾

日本における産業組合の発展については、1912年5月3日(明治45年)の『報知新聞』に次のような産業組合の増加の記事が掲載された。

「農商務省の調査に依れば四月末日現在の各種産業組合数は総計九千百五十五の多数に達し而して前月中の設立数は百四十三なるが四十四年末現在の八千六百六十三組合に比すれば僅々四ヶ月にして実に四百九十二組合の増加を来せり左に四月末現在の組合を種類別を示せん] 信用二、六三九▲販売二二九▲購買七六五▲生産一一八[▲販売購買五三三▲販売生産一五〇▲購買生産五五▲販売購買生産二四〇▲信用販売三九六▲信用購買一、七九三▲信用生産二〇]▲信用販売購買▲一、六三〇▲信用販売生産二五▲信用購買生産四一▲信用販売購買生産五二一▲

計九、一五五」¹⁾

先に見たように1907年では3300に過ぎなかった各種の産業組合は、1912年9155に増加した。上の記事によると信用・販売・購買・生産の複数の事業を兼営する組合が多数派であったことがわかる。

明治39年の産業組合法改正による「信用組合の他事業兼営」などの法改正について本間恂一氏は次のように述べている。

「本格的な発展は、日露戦争後の産業組合法改正による法体系の整備やこれに伴う明治四十二年から始まる政府資金の産業組合への貸付け等の要因によるところが大きい。産業組合法の改正は一〇次に及び、重要なものとしては信用組合の他事業兼営(明治三十九年)、各種組合の連合会・中央会設立(明治四十二年)、全国連合会の設立(大正十年)などの法認・認可であった。…明治四十二年以降府県連合会が次々に設立されるとともに、全国組織として、指導事業部門では産業組合中央会(明治四十三年)、信用事業部門では産業組合中央金庫(大正十二年)、購買事業部門では全国購買組合連合会(大正十二年)、販売事業では全国米穀販売購買組合連合会(昭和六年)などがそれぞれ設立された。」¹⁰⁾

本間氏はこうした様々な全国系統組織の整備による産業組合の発展を、「産業組合とは…日本資本主義の形成・発展・確立期に照応して拡大・整備されるとともに、資本主義経済の派生する様々な矛盾や問題を緩和する役割を果たすことが期待された」¹⁰⁾ものと評価している。

このような評価に対して、千葉修氏は産業組合法と産業組合とを研究する意義を書いている。それは「産業組合がクローズ・アップされるのは、明治中期(一九〇〇年前後)と、昭和初期(一九三〇年前後)である。前者では、後進国で成立する資本主義が中小生産者を広汎に存続させることとの関連で産業組合法や初期の産業組合の意義が検討される。また後者では、小作争議や農業恐慌で表される農村の危機的状況への対策として産業組合の発展が重視される。」⁸⁾ということによるのである。

これらをまとめると、産業組合—県支会—中央会の系統組織は行政の補完制度として、1920年代まででは「後進国で成立する資本主義が中小生産者を広汎に存続させること」に対応し、1930年代では「小作争議や農業恐慌で表される農村の危機的状況への対策として」、各時期で「資本主義経済の派生する

様々な矛盾や問題を緩和する役割」を果たしてきたのである。今まで見てきた産業組合の系統組織は、当然にも、行政の機能である統治と福祉とを補完する制度でもある。農会の系統組織のように、産業組合の系統組織も「民間から出発して官製団体に組み込まれていく」⁹⁾のである。行政が民間の社会救済や福祉の運動をどう把握し変容させてきたかの検討が産業組合の検討における根本的な問題なのである。

8. 産業組合法制定の意図、背景、理念

ここで、明治33年成立の産業組合法の制定過程、意図、理念とその背景について検討しよう。

産業組合法は、元々ドイツ産業及経済組合法を母法として作成され成立したものであった。当時のドイツでは、「国会議員としてのシュルツェの活躍によって、一八六七七年にいわゆる『プロシャ組合法』…の成立をみ、一八七一年ドイツ連邦の統一によって『ドイツ組合法』となったドイツの協同組合法制」¹²⁾が日本の産業組合法の母法となったのである。

平田東助氏は当時の共同組合運動の理論的指導者で、明治20年代の内務省法制局局長であって、氏が主導して明治24年信用組合法案を提出し、この法案の成立に尽力したが果たせなかった。同法案で氏は協同による相互扶助を重視して、自由主義的合理主義の「相互扶助」の「シュルツェ系信用組合を推奨し」た。それに対し農商務省の官僚は「シュルツェ系の自由主義的合理主義に基づく相互扶助よりも、地縁的結合を重視したライファイゼン系の保守性に対する親近感」を有していた。その後彼らは「ドイツの『産業および経済組合法』を雛形として」、農村振興策を意図して「ライファイゼン系の農村協同組合」に倣う第1次産業組合法案を主導的に作成して明治30年の第10帝国議会に提出したが、反対論も多く審議未了に終わったのである。しかし「明治三三年政府は再び修正を付し産業組合法案を提出した。これは両院を通過し三月公布九月から施行され、昭和二三年七月に消費生活協同組合法が公布される直前まで、わが国協同組合の準拠法となった」¹²⁾。

次に、国会議事録により、産業組合法についての政府の把握と制定意図を見よう。第14回帝国議会貴族院の1900年2月17日の産業組合法案の第一讀会で政府委員和田彦次郎は、この法案の「主意」を説明した。それは「本案実施の後には産業發達の改良増殖を冀圖致しまして且つ國家經濟の基礎を鞏固にしたい」ことであった。その理由の第一は「主として中

産以下の農工業者が其生産に要します所の資本に對しまして低利の資金を供給せしめたい」こと、第二は「勤儉貯蓄の美風を涵養致したい」こと、第三は「當業者中に組合を組織せしめまして其組合員の協同一致の力に依りまして中農若しくは大農の働を漸次に得せしめたい」ことであった。つまり明治政府は、「勤儉貯蓄の美風を涵養」し、「中産以下の農工業者…に對しまして低利の資金を供給」させ、「組合員の協同一致の力に依りまして中農若しくは大農の働」をさせることで、「産業發達の改良増殖」をなさせて「國家經濟の基礎を鞏固にしたい」という意図であった。

実際に、産業組合法が消費組合を促進した点については次のように言われている。「日本の産業組合（協同組合）は、明治三三（1900）年の産業組合法を制度的出発点として、農村においては、信用・販売・購買・利用の各種事業を営む組織体として広汎に普及し、農会や農民組合と並ぶ戦前期の農業団体の代表となった。また都市においても消費組合や市街地信用組合として一定の發展を遂げた。」¹⁰⁾であった。さらに、産業組合法が「両院を通過し三月公布九月から施行され、昭和二三年七月に消費生活協同組合法が公布される直前まで、わが国協同組合の準拠法となった」ように、産業組合法は、日本の消費協同組合を中心とする協同組合運動を促進した事実も忘れてはならない。消費協同組合は産業組合法の購買組合として規定され、「都市においても消費組合」として發展したのである。

この消費協同組合が産業組合法により購買組合として規定されたいきさつを把握しておこう。国会審議では、イギリスでは協同組合の主流をなしていた消費組合の定義と位置付けが流動的であった。この点について政府委員説明で注目すべきことは、「消費組合と申します分は…第一條の第三号にございます購買組合の中に之を包含することに致し」たことである。こうしたのは、明治30年の同法案で「産業家に於て消費すべきものゝ組合を設けるのを消費組合」としていたのを、「産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却すること（購買組合）」のように条文を修正したからである。¹³⁾

このように、「産業家に於て消費すべきものゝ組合を設けるのを消費組合」として第1次産業組合法案で規定された産業家の「消費組合」が第2次産業組合法案では「購買組合」とされ、成立した法においては「生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却する」という消費者の生活協同組合としての<消費組合>が「生産の便宜のために設けらる」産業家

の組合と同じく「購買組合の中に之を包含」されたのである。かくして、＜消費組合＞は、産業組合として協同組合の原理の「組合員の協同一致の力」を謳いながらも、産業組合中の購買組合として「私利を目的とする生産の便宜のために設けらる」ものに含まれるとされ、それ以後「私利を目的」とするものと解釈されることにもなったのである。

ただし、1925年前後にすでにこのような産業組合のあり方については協同組合の原理からの逸脱と批判されていた。たとえば、ウェッブ夫妻の『消費組合運動』の訳者山村喬氏は、その訳者序の中で次のように産業組合のあり方を非難している。山村氏は「我が國に於ける消費組合の現状を見るに、そは極めて幼稚な状態にある。消費組合が、私利を目的とする生産の便宜のために設けらるゝ、従つて全くその本質を異にする販賣、信用、利用の諸組合と共に、法律上産業組合として統一されつゝある」¹⁴⁾ことを「極めて不合理」と非難するのである。つまり私利を目的としないはずの「消費組合が、私利を目的とする」諸組合と「法律上産業組合として統一され」ている点が強く批判されているのである。

次に、協同組合原則である民主主義が産業組合法では変質していることに注目しておく。ロッヂデール原則の一組合員一票という、協同組合原則としての民主主義制度について、第1次産業組合法案と明治33年に成立した第2次産業組合法を比較すると、第1次法案の第44条では「組合員ハ其ノ持分ノ口数ニ拘ラス總會ニ於テ各一個ノ議決権ヲ有ス」¹²⁾と明確に規定されていたのに対して、第2次法案では、第28条の「理事及監事ノ選任及解任」のための「総組合員ノ半数以上出席」の会議や第36条の「總會ノ決議」における「組合員の議決権」に止まっており¹²⁾、完全な「總會ニ於テ各一個ノ議決権」ではない。民主化は後退して中途半端な状態である。

9. 農協の源流、日本における協同組合主義の導入と変容 —結びに代えて—

最後に、ウェッブ夫妻が高橋氏を訪問した時期の神谷信用組合とその周囲の状況をまとめてみよう。1911年神谷信用組合は創立8年目を迎え、『温故知新』の表から推測して、組合員は500名を越え、出資口数は1000口を越え、従つて1口10円の出資金額も10000円を超えたと考えられ、高橋氏が誇りをもって説明できる立派な状態であったであろう。また、組合の事業内容は村内の他の同種の組合とあわせる

と、「友愛組合、貸付組合、協同組合、及び、慈善組合の組み合わせ」であり、それは当初から購買（消費者）協同組合の機能を有しており、生協の原型のロッヂデール先駆者協同組合に共通するものであった。ただし、この時点では信用・購買・利用・販売組合には改組していなかった。新潟県内の系統組織としては、すでに1905年（明治38年）に大日本産業組合中央会が設立（法人としての認可は1909年（明治42年））されていたが、この中央会創立大会に新潟県代表として高橋氏が出席したのであった。1906年（明治39年）には産業組合中央会新潟支会が創設された。神谷信用組合は1909年（明治42年）に1回目の全国表彰を受けていた。同年には政府資金の産業組合への貸付も始まった。また、1910年（明治43年）には新潟支会は中央会の承認を得て法認されていた。高橋氏は自分の県内外での尽力の果実と自負しながら、ウェッブ夫妻に神谷信用組合の状況を力強く説明をすることができたのである。

次に、1911年前後を中心に日本における協同組合運動の発展と協同組合思想の導入を見よう。農村の組合組織の系譜としては産業組合から農協への流れが大きい。しかしながら「協同組合運動の源流」が産業組合法以前からあったことや、産業組合法では協同組合原理が変容したことは確認しておかなければならない。産業組合法の制定過程で協同組合原則は変則的に採用され、産業組合法は、平田氏らの協同・互助の原理によるロッヂデール原則の一部を有するシュルツ式の信用組合ではなく、民主的な意思決定規定が曖昧にされ、また共同体的互助を規定する条文を入れて法律化されたのである。

同法による日本の農村の組合の産業組合としての発展と政府・行政による系統化とそれを通じた経済統制は、新潟県の例のように、政策・行政の補完制度、末端市町村への「伝達ベルト」として、現在の農協の系統組織を通じた農政の「伝達ベルト」へ続く系統組合組織の方向性を持ったのである。

以上の検討から、神谷信用組合は、1) 産業組合法においてすでに本来の協同組合の理念から変容しているが、消費組合としての活動実績は先進的なものであること、2) 個人主義でなく、明治期の政府の農村維持・強化方針を背景とした共同体重視の産業組合法に則つて設立されたこと、3) 系統産業組合を通じて農業を促進し、産業を振興し、後に経済を統制することとなる中央—地方の政府の体制に従つて、大恐慌の時期に他の三事業を兼営して神谷信用販売購買利用組合となり、第2次大戦中に農会とともに合併改組されて農業会となり、戦後の民主化

政策で今の農協組織となった。それゆえ神谷信用組合は、自主自立の協同組合原理による活動とはいえないけれども、戦後農協の源流であり、戦後の生協にとっても原型の一つであるといえるであろう。

産業組合は協同組織であるが、山村氏が批判したように、組合員の「私利を目的とする」ものとされたので、その中の購買組合も市民社会の運動原理を表す非営利団体：Non Profitable Organization (NPOの1)とはいえない。また、産業組合中央会—産業組合中央会—個別産業組合の体制は中央・地方の政府による政策実施を補完する省庁下の準行政的制度の面が強かったので非政治団体：Non Political Organization (NPOの2)でもなかった。1と2のNPOでなく、NGO：非政府組織でもなかったけれども、産業組合が協同組合運動の発展に歴史上一定の役割を果たしたことは事実である。

ただし消費者協同組合運動としては、農村の単独・兼営組合や都市の信用組合とは別に、1920年代から友愛主義の消費者協同組合があり、戦前は法律上購買組合に分類されたが、戦後は生協法による生協組織となった。この友愛主義の運動は、1930年代には医療や保険の協同組合による福祉も目指していて、市民の連帯原理を表わすNPOやNGOと違ってよかった。これは日本の協同組合運動や協同組合思想の流れの中で注目すべきものなのである。

謝辞：本研究に平成22年度科学研究費補助金（「ビアトリス・ウェッブの福祉経済学とフェミニズム」（課題番号21530192））を受けたことを感謝します。

参考文献

- 1) 来迎寺農業協同組合：温故知新，来迎寺農業協同組合，1990
- 2) Webb, B.: *Our partnership*, Cambridge University Press, 1975
- 3) 宮本盛太郎：来日したイギリス人，木鐸社，1989
- 4) 武藤喜一：高橋九郎翁，産業組合中央会新潟支会，1924
- 5) Webb, Sidney and Beatrice : *The Webbs in Asia The 1911-12 Travel Diary*, THE MACMILLAN PRESS LTD, 1992
- 6) 越路町：越路町史 通史編 下巻，越路町，2001
- 7) パーチャル，ジョンストン：コープ ピープルズビジネス，大月書店，1997
- 8) 武藤喜一編：新潟県産業組合史，産業組合中央会新

潟支会発行，1925，（復刻版：各県産業組合史料集成 14 新潟県産業組合史，不二出版，1989）

- 9) 新潟県：新潟県史 通史編 7 近代二，新潟県，1985
- 10) 本間恂一：産業組合運動と産業組合青年連盟（本間恂一他編：新潟県の百年と民衆，野島出版，1999，所収）
- 11) 神戸大学附属図書館：報知新聞 1912. 5. 3(明治45)，新聞記事文庫 産業組合(1-001)，2007
- 12) 武内哲生，生田靖：協同組合の理論と歴史，ミネルヴァ書房，1976
- 13) 大日本帝国議会誌刊行会：大日本帝国議会誌第五巻，大日本帝国議会誌刊行会，1927
- 14) シドニ並びにビアトリス・ウェッブ：消費組合運動，大原社会問題研究所，1925
- 15) Wikipedia: ロッチデール先駆者協同組合，(<http://ja.wikipedia.org/wiki>)

(2010. 10.1 受付)